

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	固定資産税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須崎市は、固定資産税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高知県須崎市長

公表日

令和8年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税事務
②事務の概要	<p>固定資産税は、シャープ勧告を契機として行われた昭和25年の地方税制度の根本的改革に伴い創設された税制で、固定資産(土地、家屋及び償却資産)の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対し課税する財産税で、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りが小さく市町村税としての基幹税目である。</p> <p>地方税法第388条第1項の規定に基づき、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定めた固定資産評価基準によって、市町村は固定資産の資産価格を決定する。固定資産の所有者は、その資産価値に応じて算定された税額を、固定資産の所在する市町村に納めることになる。</p> <p>固定資産税は普通税(税收用途が定められていない税)であるため、徴収した市町村により、公共施設の整備のほか、介護・福祉など、行政サービスの活動費に充てることになる。</p> <p>賦課決定</p> <p>①地方税法第三章第二節(固定資産税)及び第四章第六節(都市計画法)に基づき、その年の1月1日(以下「賦課期日」という。)に土地、家屋、償却資産(以下「固定資産」という。)が所在する市町村で課する地方税(以下「固定資産税」という。)及び当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもののうち、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課する地方税(以下「都市計画法」という。)である。</p> <p>②納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(土地課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳(以下「固定資産課税台帳」という。))に所有者として登録されている者)であり、賦課期日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条及び同法第702条第2項)</p> <p>③市町村長は、総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に基づいて、「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録し(地方税法第403条第1項及び同法第702条第2項)、その課税標準に各市町村長で設定する税率を乗じることで税額を算出して、賦課決定するものである。</p> <p>④価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができ(地方税法第432条)、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てをすることができる。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。</p> <p>賦課、徴収</p> <p>①当市においては、上記に基づき、固定資産課税台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を実施するものである。</p> <p>②納付された領収済通知書等により納付確認を行い、納付額が課税額より多い場合は過納額を還付する。還付にあたり、公金に関する口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して公金口座情報を確認する。</p> <p>③督促した納税者が完納に至らない場合は滞納処分を行う。</p> <p>証明書の発行</p> <p>①政令で定める者から税証明交付申請書を受領した場合には、納税証明書を交付する。</p> <p>②また、固定資産課税台帳に記載をされている項のうち政令で定めるものについては、評価証明等各種証明書を交付する。(地方税法382条の3)</p> <p>市町村は、地方税法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理(番号法第14条)</p> <p>②納税義務者より提出される償却資産申告書を、直接又は地方税共同機構を経由し受領(地方税法第383条等)</p> <p>③価格に関する審査の申出(地方税法第432条)</p> <p>④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に課税明細書及び納税通知書を送付(地方税法第364条等)</p> <p>⑤天災による固定資産税の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産税の減免を実施(地方税法第367条等)</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税システム(基本セット内) ・宛名管理システム(基本セット内) ・団体内統合宛名システム(基本セット内) ・EUCシステム(基本セット内) ・統合収納管理システム(基本セット内) ・統合滞納管理システム(基本セット内) ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム ・コンビニ交付システム ・審査システム(eLTAX) ・統合宛名管理システム(基本セット内) ・課税資料イメージファイリングシステム

2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税関係ファイル ・統合収納関係ファイル ・統合滞納関係ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠＞</p> <p>・固定資産税事務では、情報提供は実施していない。</p> <p>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項)</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	須崎市 税務課 情報公開・個人情報保護担当 785-8601 高知県須崎市山手町1番7号 問い合わせ先電話番号 0889-42-1291
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	須崎市 税務課 情報公開・個人情報保護担当 785-8601 高知県須崎市山手町1番7号 問い合わせ先電話番号 0889-42-1291
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	■須崎市における措置 ①物理的安全管理措置 ・外部進入防止:24時間監視、監視カメラ ・入退室管理:ICカード認証、生体認証 ・持込・持出防止:持込・持出台帳管理 ②技術的安全管理措置 ・システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ③移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ■クラウド事業者における措置 ①物理的安全管理措置 ・システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・クラウド事業者は利用者のデータに許可なくアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。))は、クラウドが提供するサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、セキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASPは、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・クラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASPの運用保守地点からクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者が許可なくアクセスできないよう制御を講じる。	

